

広報かるまい お知らせ版 460号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

町の特産品を活用した 商品開発に補助金

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■交付対象者

- ①町内に主たる店舗、事務所又は工場等を有する法人
- ②町内に居住する個人
- ③その他町長が定める団体等

■交付対象事業

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
A. 商品開発	・地域資源を活用した商品開発(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
B. ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取り組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
C. 販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取り組み(商談会への参加、販促物の作成等)	10万円以内 (補助率2/3以内)

■応募締切 6月21日(金)まで

■提出書類

A～Cで提出書類が異なるため、下記へお問い合わせください。

※事業代表者(代理も可)は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明点は、ホームページをご覧ください。

「軽米町役場ホームページ」→「事業者の方へ」→「軽米町商品開発等促進事業補助金について」

【提出・問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当(☎46-4746)
(FAX46-2335)

緑の募金を実施

町では、環境緑化、森林保全のため緑の募金活動を行い、区長文書を通じて募金の取りまとめを依頼しています。また、小軽米・晴山各出張所、役場産業振興課(県緑化推進委員会軽米支部の事務局)で募金をお預かりしています。積極的なご協力をお願いいたします。

また、皆さんから寄せられた「緑の募金」を活用し、緑化推進活動を実施する団体の取組みを支援します。

地域での植栽・植林の際には、予算の範囲内で苗木購入費用などの助成を行いますので、ご希望の団体はお問合せ下さい。

■活動期間 緑の募金期間 5月31日(金)まで

■募金目標 1世帯当たり 100円

【問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当(☎46-4740)

【放課後子ども教室】 安全管理員を募集します

放課後子ども教室は、平日の放課後、下校時間の早い低学年の子どもたちが安全に過ごす場所を提供する事業です。

町では、子どもたちを見守りながら、子どもたちと一緒に活動していただける方を募集しています。

■内 容 参加児童の活動見守り

■要 件 18歳以上の健康な方で、子どもが好きな方

■時 間 平日14:30～16:30

※週2～3日程度

※土日祝日・長期休業中の開催はありません

■場 所 町内各小学校

■その他

見守りをしていただいた時間数に応じて、若干の謝礼をお支払いします。

興味のある方、詳しくお話を聞きたい方は、教育委員会事務局までお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当(☎46-4744)

スクールガード「見守り隊」を 募集します

■活動内容

各小学校の通学路などで、子ども達の登下校の安全を見守るボランティア活動です。

「家の周りの掃除をしながら」「農作業をしながら」「散歩をしながら」「買い物に出かける時」など日常生活の中で、ご都合に合わせて無理なく参加いただける活動です。

ご自分のお子さんやお孫さんが在学中だけなどでも可能です。

地域みんなで子ども達の安全を見守りましょう!

【申込み・問い合わせ先】

教育委員会事務局・生涯学習担当(☎46-4744)

県立軽米病院から 小児科診療時間のお知らせ

4月1日(月)から小児科の診療時間を午前のみとしますので、ご理解をお願いします。

【問い合わせ先】

県立軽米病院(☎46-2411)

協働参画地域づくりチャレンジ事業 を募集します

町では、協働参画による地域づくりの推進を目的に、町民が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して予算の範囲内で支援金を交付します。

■対象事業

行政区、町内会、自治会、企業及びNPOなど町内各種地域団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

■対象経費

事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を除いた額

■交付額

- 1 スタートアップ事業（事業申請3回目までの事業）
対象経費の3分の2以内（上限額50万円）
- 2 ステップアップ事業（事業申請4回以上の事業）
対象経費の2分の1以内（上限額40万円）

■申込締切 5月10日（金）

■審査

- ・事業の内容を審議会でも審査の上、決定します
- ・応募団体の方には、審査会での事業説明をお願いします

【申込み・問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当(☎46-2115)

町税をコンビニ、スマホで 納めることができます

令和5年度以降に課税される町税は、全国のコンビニエンスストアやスマホで納付できるようになりました。曜日や時間を気にせず納付ができ、手数料もかかりません。

なお、コンビニで納付いただいた際は、領収書とコンビニで発行されたレシートは必ず受け取り大切に保管しましょう。

※スマートフォン決済で納付いただいた際は領収書が発行されませんのでご注意ください。

■コンビニやスマホで納付ができる町税

町県民税(普通徴収)、固定資産税、
軽自動車税、国民健康保険税

■取扱の店舗

全国のローソン、ファミリーマート、セブンイレブン等のコンビニエンスストア、MMK設置店(ユニバース各店、イオン各店など)ほか

■スマホでの納付の場合

PayPay、LINE Payの決済アプリ

■コンビニ納付ができない場合

- ・バーコードが印字されていない
- ・バーコード使用期限が切れている
(納付書下部に記載しています)
- ・破損や汚損などでバーコードの読み取りができない
- ・納付書1枚の金額が30万円を超える
- ・金額を訂正している
- ・令和4年度以前の町税を納付する場合

※これまでどおり金融機関や税務会計課窓口でも納付することができます。

※取扱場所などの詳細は納付書裏面に記載してあります。

【問い合わせ先】

税務会計課・収納会計担当(☎46-4737)

固定資産税に関するお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地家屋などを所有している人に課税されます。

■課税明細書の内容をご覧ください

課税明細書には、所有する固定資産の所在地、面積、評価額などが記載されています。内容が実態と異なる場合や住所などの変更があった場合は、納税通知書に同封している「異動届」に内容を記入して税務会計課に提出してください。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

軽米町内に土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

・期間 4月1日（月）～4月30日（火）

※土・日・祝祭日を除く。

・時間 8:30～17:00

・場所 軽米町役場1階 税務会計課

※納税通知書と身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。

■新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年度分又は5年度分は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、固定資産税額の2分の1が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

【問い合わせ先】

税務会計課・課税担当(☎46-4737)

5月は軽自動車税（種別割）の 納期です

■課税される車両

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、軽米町に「主たる定置場」がある軽自動車（原付、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車）の所有者などに課税されます。

なお、納税通知書は、5月上旬に送付します。

■登録・廃車手続き

軽米町ナンバーの付いている車両（原付、小型特殊自動車）は役場税務会計課で、岩手ナンバーの車両（軽自動車、二輪の小型自動車）は軽自動車協会などで手続きできます。異動があった場合は忘れずに手続きをしてください。

■軽自動車税（種別割）の減免

障がい者の方が所有する軽自動車などは、減免になる場合があります。該当すると思われる方は、5月31日（金）までに税務会計課へ申請をしてください。

※自動車税種別割（県税）と重複して減免申請することはできません。

▶申請に必要なもの

- ①納税通知書
- ②障がい者手帳
- ③運転者の運転免許証
- ④納税者の身分証明書（マイナンバーカード等）

【問い合わせ先】税務会計課・課税担当(☎46-4737)

広報かるまい お知らせ版 460号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

地域食堂『トコかるキッチン』 オープンのお知らせ

居場所トコトコかるまい広場では4月から皆さんとランチをする会を行います。きっかけはこども食堂ですが、トコかるでは“地域食堂”として地域の方々と一緒に楽しめるものと考えています。ランチだけでなく集まった人たちがゲームや季節のイベントをしながら一緒に時間を過ごします。

お気軽にご参加ください。事前の申込は必要ありません。

なお、食物アレルギーには対応しておりませんのでご了承ください。

■開所日

おおむね毎月第3土曜日（学校行事などと重なる時は変更となります。）

11:00～13:30

4月27日、5月25日、6月15日（7月以降はおってお知らせします。）

■場所 居場所トコトコかるまい広場（軽米町蓮台野）

■料金 子どもは無料、大人は1回100円

【問い合わせ先】

健康ふれあいセンター(☎46-4111)

健康福祉課・福祉担当(☎46-4736)

男性の料理教室のお知らせ

「自分が食べたい食事を自分の手で作れる」ことを目指して、男性限定の料理教室を開催します。

■日時 4月18日(木)

10:00～13:00

■会場 健康ふれあいセンター

■参加費 無料

■テーマ おいしいチャーハンづくりに挑戦！

■持ち物 米1カップ（1合）、エプロン、バンダナなど

■参加申込み

4月17日(水)までに電話等で申し込みください。

※今後、偶数月で定例開催の予定です。そのつどお知らせします。

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当(☎46-4111)

さんさ好み20周年記念を 開催します

さんさ踊りが大好きなメンバーが集まる団体「さんさ好み」では、結成20周年を記念して、宇漢米館を会場にさんさ踊りのステージ発表会を行います。さっくら二戸、三本柳さんさ踊り保存会、鼓乃美流会主、さんさ鼓乃美が出演しますので、ぜひご来場ください。

■日時 4月28日(日)

■開場・開演 13:00・13:30

■会場 かるまい文化交流センター宇漢米館 多目的ホール

■入場料 無料

【問い合わせ先】

さんさ好み 代表 藤本(☎090-9533-3464)

会計年度任用職員募集

■職種 土木作業員（道路維持業務）

■募集人数 3名

■応募資格 普通自動車運転免許(必須)

現在失業中(離職理由を問わず)で求職活動をしている方、又は雇用期間の終了が見込まれる方

■職務内容 道路維持業務全般

(草刈り、側溝の泥上げ、道路の維持補修など)

■勤務地 地域整備課

■雇用期間 5月1日から10月31日まで(6ヶ月間)

■勤務日 月曜日から金曜日

■勤務時間 8:00～16:45(うち休憩1時間)

■報酬 月額 基本148,200円から

最大156,500円

■手当 通勤手当、期末手当

■加入保険 雇用保険、労務災害、健康保険、厚生年金

■応募方法 履歴書を作成し、写真を貼付のうえ役場・担当部署へ提出のこと。

■応募締切 4月22日(月)正午必着

■試験 面接試験を行います。

■試験日 別途連絡

■試験会場 軽米町役場

【問い合わせ先】

地域整備課・環境整備担当(☎46-4741)

森林の伐採・開発には 手続きが必要です

森林を伐採、開発する際は、事前に届出や許可申請の各種手続きが必要となります。

各種手続きは下記までお問い合わせください。

■届出時期

伐採開始の90日～30日前

【問い合わせ先】

○保安林以外の森林での立木の伐採

産業振興課・農林振興担当(☎46-4740)

○保安林での立木の伐採や土地の形質の変更

○保安林以外の森林での1haを超える開発行為

(太陽光発電施設の場合0.5haを超える開発行為)

県北広域振興局農政部

二戸農林振興センター林務室(☎26-8023)